

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県太田市大原町78番地1

氏名 株式会社群桐産業
代表取締役 山口 博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和7年 1月24日

許可の有効年月日 令和12年 1月23日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)
- ② 廃酸(pH2.0以下のもの)
- ③ 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物
 - ア. 廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度PCBに限る。)
 - イ. ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度PCBに限る。)
 - ウ. ポリ塩化ビフェニル処理物(低濃度PCBに限る。)
 - エ. 金属等を含む廃棄物(裏面別表のとおり)

NO COPY

再複写禁止

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成17年 1月24日 新規許可
令和7年 1月24日 更新許可 第4回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

(裏面)

許可番号

第13-50-017603号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
アルキル水銀化合物		○																									
水銀又はその化合物		○	○																								
カドミウム又はその化合物		○	○	○																							
鉛又はその化合物		○	○	○	○																						
有機燐化合物						○																					
六価クロム化合物						○																					
砒素又はその化合物						○																					
シアン化合物						○																					
PCB																											
トリクロロエチレン																											
テトラクロロエチレン																											
ジクロロメタン																											
四塩化炭素																											
二・二・ジクロロエタン																											
二・一・一・ジクロロエチレン																											
シス-二・二・ジクロロエチレン																											
トトリクロロエタン																											
一・一・二・ジクロロプロペン																											
二・二・二・ジクロロプロペン																											
シマジン																											
チオベンカルブ																											
ベシセン																											
セレン又はその化合物																											
一・四・ジオキサン																											
ダイオキシン類																											

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

NO COPY
再複写禁止

(以下余白)